

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和3年9月1日（水曜日）
午前10時開会、午後0時5分散会
（休憩 午前10時22分～午前10時23分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、東根担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、
加藤人事課総括課長、山田財政課総括課長
 - (2) 復興防災部
戸舘復興防災部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、吉田総括危機管理監、
高橋企画課長、武蔵放射線影響対策課長
 - (3) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、
小國地域振興室長、熊谷特命参事兼地域振興課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
受理番号第44号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋
放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請
願
 - (2) 継続調査（ふるさと振興部関係）
「地域おこし協力隊の取組について」

(3) 委員会調査について

9 議事の内容

○**岩淵誠委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第 44 号東京電力福島第一原子力発電所における A L P S 処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願を議題といたします。

その後、当局から参考説明はありますか。

○**武蔵放射線影響対策課長** 東京電力福島第一原子力発電所における A L P S 処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願に関する御説明をさせていただきます。お配りしております請願に関する説明資料により御説明させていただきます。資料は、8月3日の本委員会以降の動きについて更新しておりますので、当該部分について御説明させていただきます。

4ページをごらんください。5、基本方針決定後の国における説明会等の状況についてであります。8月に岩手県市長会において県内の市長が資源エネルギー庁職員から説明を受けております。

主な意見といたしましては、I A E A など第三者機関がかかわる形で世界の見る目を変えることが必要、感情的なものがあり、どんなに説明を受けても心から納得できるものではないが、解決したいという思いである、どのような方法を検討したかも含めて心に響く説明が必要である、国民の理解を得る前に放出時期を決めているようで不信感を持っている、海洋放出が安全であるとの説明は国が責任を持って行ってほしい、市町村が説明できないことを理解してほしい、といったものが出されたと聞いております。以上で説明を終わります。

○**岩淵誠委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**佐々木宣和委員** 前回の総務委員会以降の動きとして、岩手県市長会の場で国からの説明があったこと、A L P S 処理水の海洋放出の方法や風評対策に関して、より具体的な方向性が示されたと捉えています。

国が示した安全性に対する県の評価を伺います。また、新たに示された風評対策に対する県の評価についても伺います。

○**武蔵放射線影響対策課長** 今回の処理方法につきましては、国において6年以上にわたり、風評による影響等の観点も含めて検討してきたものです。五つの処分方法について検討し、タンクによる保管の可能性、トリチウムの分離技術などについても専門家による検討が行われてきたものであります。この検討結果について、国際原子力機関は科学的根拠に基づくという評価をしていると承知しております。

専門家による検討の資料を見ますと、膨大なデータ、さまざまな学術論文が用いられて

おります。県としてこれらの詳細なデータ等を分析し、海洋放出の当否について科学的根拠に基づいて独自に判断することは非常に困難であると考えております。

県は学識経験者を放射線影響アドバイザーとして委嘱しておりますが、この学識経験者からの意見によりますと、例えばトリチウムについては水に近い性質を有し、生体で濃縮されることや生体の特定の部位に偏在することはなく、体に取り込まれた後は水と同じように体外に排出されるとされております。また、トリチウム以外の残存する核種についても国の告示基準を下回っており、その基準からさらに希釈して海洋放出することから、国の説明どおりに行われるのであれば、濃度、量は問題ないレベルではないかという見解が示されております。一方で、安全と安心は同義ではないことから、安全と安心のためには風評対策、モニタリング調査、安全性を確保するための仕組みや姿勢が非常に重要であるといった意見もいただいているところです。

したがって、県といたしましては、ALPS処理水の海洋放出基本方針については国内外で検討がなされたものということ踏まえ、国に対して丁寧な説明と真摯な対話を求めているものでございます。

続きまして、二つ目の御質問です。先般、ALPS処理水の処分に関する当面の対策ということで、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、中間取りまとめを公表しております。中間取りまとめでは、さまざまな風評対策として、関係省庁が販売促進、モニタリングの実施、情報発信といった事業を実施することが盛り込まれております。この中では、本県の支援を明示する事業も企画されております。また、三陸・常磐フェア等、福島県や近隣県産品の魅力を発信する事業も対象となると見込まれているところです。

具体的内容についてはこれから検討することとなりますので、国の対策についても内容を確認し、本県で活用できるものはしっかりと活用して、可能な限り風評を防ぐ取り組みが必要であると考えております。

○佐々木宣和委員 まず、安全性に関してですが、国が6年間ほど専門家会議で議論した膨大な資料を読む限り、県は安全ではないかと思っているけれども、専門的な方がいるわけではないので、これは安全ですと断言しづらいということなのですね。

例えば、知事のメッセージで、ALPS処理水の海洋放出基本方針に対する県の考えを表明する予定はないということでしょうか。

○武蔵放射線影響対策課長 ALPS処理水の海洋放出基本方針への当面の対応につきましては、6月に開催しました原発放射線影響対策本部本部員会議で国に対して丁寧な説明を要望すること、またその説明会等の開催状況を踏まえて意見、要望を関係団体等から聴取することなどを当面の対応として決定しております。

現時点では知事からのメッセージを出すことは予定しておりませんが、国からの市町村や関係団体に対する説明につきましては、引き続き実施していただく必要がありますので、機会を捉えて国に対して要望してまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 岩手県市長会の中で、各首長から、ALPS処理水の海洋放出の安全性の説明は国に責任を持ってやってほしい、市町村独自の説明はできないことを理解してほしいという意見が出されたとお聞きしました。県も同様に、国からの専門的な部分の丁寧な説明と慎重な対応を求めたいというスタンスだと理解しました。

風評対策に関しては、まず、ALPS処理水の海洋放出に対する安全性が確保されなければならないということがあり、その次の段階で、どのような風評が発生するのかという対策を行うものだと思います。安全性が確保されて、それを理解する方々が多くなれば風評は発生しないと思いますが、例えば漁業者の方々への説明をより多くするべきなのか、誰に理解いただければ風評が発生しないのかというメカニズムには、難しい部分があると感じています。東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、本県においてはシイタケや海産物に関する風評がありました。賠償請求を行っても満額が認められないという話もお聞きしましたが、賠償金の請求に関する県の取り組みでの課題点や仕組み上の問題点をどのように捉えているのか、お伺いします。

○武蔵放射線影響対策課長 これまでの東京電力との賠償請求の交渉の経過のうち、風評対策に関することについてお答えさせていただきます。

事故直後は、かなりの額の賠償に応じていただいておりますが、最近では、風評対策に係る事業について、東京電力が賠償に応じない傾向が見えております。賠償に応じていただけないものにつきましては原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てをして審査いただいているところですが、風評対策に係るものについて、事業費の割合を減じた妥結案が示されるといったものも出てきております。風評に関しては、立証が難しくなってきたという状況でございます。

○佐々木宣和委員 東京電力福島第一原子力発電所の事故は日本全体で対応しなければいけない課題であると思います。感情的な問題や関係者それぞれのそれぞれの立場上の問題もありますが、何としても解決しなければならない課題ということで、一体となって取り組まなければいけないと思います。また、非常に専門的な部分について、誰がどの程度理解すれば解決に向かうのかということも押さえながら取り組んでいかなければならないと思います。

○郷右近浩委員 国が行ってきた研究や国から示された資料について、県は一定の理解をしているというスタンスでよろしいのかどうか、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○武蔵放射線影響対策課長 これまでの国の研究に関する県としての評価ということですが、専門的な分野、見地から検討がなされてきたことが確認できるということをお答えしております。検討結果に至るプロセスですとか、詳細な中身に関しては、当否を申し上げる立場にはないということをお答えいたしました。

○郷右近浩委員 わかりました。本当に専門的な部分についての研究の結果だと思います。ただし、本請願の趣旨はALPS処理水の海洋放出による風評を心配するものであると思

います。トリチウム以外の物質の除去について、国は研究しながら進めていくと発表しておりますけれども、本当にそれが実現できるのかという不安があります。今は一度立ちどまり、国としてしっかり説明を行った上でALPS処理水の海洋放出基本方針を示していただきたいというのが私の思いであります。

前回の総務委員会以降、岩手県市長会等で国からの説明があったということですが、そのほかに、国の対応として県が把握している情報はあるでしょうか。

○**武蔵放射線影響対策課長** 国による本県の関係者等への説明の実施に関しては、随時、資源エネルギー庁の担当者に確認をしております。岩手県市長会での説明が終わった時点で、次回の説明会の予定について尋ねましたところ、現時点で具体的な日程等は決まっていないという答えでございました。

国に対する働きかけにつきましては、機会を捉えて行っているところでございます。先般、復興庁から中間取りまとめに係る事前の説明があった際に、菊池副部長兼復興危機管理室長から引き続き丁寧な説明を行うよう要望しているところでございます。国に対する一層の要望等を行っていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○**郷右近浩委員** これまで申し上げたとおり、今後しっかりとした対応を取っていくためには、一度立ち止まるべきであろうと思います。住民の不安を払拭したいという思いでありますので、本請願は採択するべきという意見を述べさせていただきます。

○**佐々木宣和委員** 継続審査にさせていただきたいところでございます。

きょうも説明を受けましたが、まだまだ理解を深めていく必要があると思います。この課題は、しっかり理解した上で解決しなければいけないと考えていますので、継続して議論していくべきだと思います。

○**岩渕誠委員長** ほかにありませんか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩渕誠委員長** 再開いたします。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**岩渕誠委員長** 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

次に、地域おこし協力隊の取り組みについて調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

なお、説明はプロジェクター等を使用して行うとのことですので、あらかじめ御了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

○熊谷特命参事兼地域振興課長 それでは、地域おこし協力隊の取り組みについて御説明を申し上げます。お手元の資料をおめくりいただきまして、2ページをごらん願います。本日の説明事項でございますが、初めに地域おこし協力隊の概要について、映像による県内の協力隊の活動の紹介を交えながら御説明をさせていただきます。その後、隊員の活動充実や定住に向けた県の取り組みについて御説明させていただく流れとしております。

それでは、お手元の資料の3ページをごらんいただきたく存じます。映像は説明の途中で入れさせていただきますので、お手元の資料のほうで御説明させていただきます。地域おこし協力隊の制度概要についてでございます。地域おこし協力隊は、国では総務省が所管している制度でございます。地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間地域に居住していただき、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みでございます。実施主体は地方公共団体で、隊員の活動期間はおおむね1年以上3年以下となっております。

4ページをごらん願います。令和2年度に活動した隊員数は、総務省の調査によりますと全国で5,464名、受け入れ自治体数は1,065団体となっております。隊員の40.7%が女性、67.9%が30歳代以下の若者となっております。

それでは、5ページをごらん願います。こちらは、総務省の調査をもとに本県の隊員数をまとめたものでございます。本県の令和2年度の隊員数は187名と、前年度から14名減となっております。新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして採用セミナーを中止、あるいは一部の市町村で一時的に地域おこし協力隊の採用を停止するなどの影響によるものと考えております。隊員数は前年度より減少しております。人数的には全国第8位の採用という状況でございます。隊員の属性といたしましては、全国と同様の傾向でございまして、42.8%が女性、76.9%が30歳代以下となっております。

続いて、6ページをごらん願います。令和2年度の県内の市町村別隊員数を表によりお示ししております。なお、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、九戸村の4町村で隊員数がゼロとなっております。このうち金ヶ崎町、大槌町、九戸村では今年度採用済み、または採用を計画しているというところでございます。

7ページをごらん願います。県内の協力隊員の活動分野につきましては、ホップ生産や漆かき技術の習得を初めとした農畜産業、林業、漁業への従事、体験型観光コンテンツの開発や教育旅行の誘致などの観光資源の企画・開発などに関する活動、SNS等での情報発信やPR動画作成などの地域や地域産品の情報発信、PRに関する活動、移住・定住サ

イトの運営や移住体験ツアーの企画などの都市部等からの移住・交流促進に関する活動など、地域の活性化に資する多様な活動を行っております。

ここで、山田町の地域おこし協力隊員、中島崇さんの活動の映像をごらんいただきます。中島さんは、まちのミッションであるオランダ島での無人島キャンプの推進による交流人口の増加に取り組んでいらっしゃいます。動画の長さは約8分でございます。御参考までに、お手元に別添資料1としまして中島さんの説明スライドもお配りしております。

それでは、スクリーンをごらんください。

〔動画放映〕

○熊谷特命参事兼地域振興課長 それでは、資料にお戻りいただきます。

続きまして、地域おこし協力隊に係る国の地方財政措置について御説明申し上げます。8ページをごらん願います。地域おこし協力隊の任用や募集に係る経費につきましては、特別交付税措置が設けられております。隊員の活動に要する経費としまして、隊員1人当たり470万円を上限に措置されます。また、隊員の任期終了後の定住を促進するため、隊員等の起業や事業承継に要する経費としまして、任期の最終年次や任期終了後2年以内に起業される方や事業を引き継ぐ方を対象に、1人当たり100万円を上限として措置されます。さらに、任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費についても、今年度から特別交付税による措置が設けられております。

続いて、9ページをごらん願います。自治体が隊員の募集に要する費用、おためし地域おこし協力隊やインターンに要する費用についても特別交付税が措置されております。また、都道府県が実施する隊員等を対象とする研修等に要する経費などについては、普通交付税が措置されます。

10ページをごらん願います。任期終了後の隊員の動向につきましても総務省が調査結果を公表しております。調査対象はおおむね1年以上活動し、令和元年度末までに任期を終了した地域おこし協力隊員でございます。それによりますと、任期終了者のうち任期中の活動地と同一の都道府県内に定住した方の割合は全国では63.0%となっており、本県は70.9%となっております。

続いて、本県に定住した方の進路を御紹介いたします。11ページをごらん願います。本県において任期終了後に定住した隊員の進路についてでございますが、県内に定住した95名のうち起業が33名、就業が43名、就農・就林等が11名となっております。起業では、古民家カフェ兼観光案内所の運営などの飲食サービス業や、ITやまちづくりなどのコンサルタント業、お土産や特産品などの小売販売業、ゲストハウスなどの宿泊業などさまざまな業種での起業が見られ、地域に根差して活躍されているところでございます。就業も同様であり、さまざまな業種への就業が見られます。

ここで、金ヶ崎町の地域おこし協力隊員を退任後に首都圏に戻られましたが、金ヶ崎町に再移住され、古民家を改装したカフェを貸しスペースで開業されました岩隈大樹さんの活動を映像により御紹介させていただきます。動画の長さは約8分となっております。

資料はお手元の別添資料2になります。

それでは、スクリーンをごらんください。

〔動画放映〕

○熊谷特命参事兼地域振興課長 それでは、資料にお戻りいただきます。続きまして地域おこし協力隊支援に係る県の取り組みを御紹介させていただきます。12ページをごらん願います。こちらの図は、地域おこし協力隊の支援に係る県の施策の体系を示しております。協力隊を集める、活動を促進する、定着を図るという三つの目的に分けて商工労働観光部と連携しながら取り組みを進めております。

それでは、各目的に応じた取り組みの御説明をいたします。13ページをごらん願います。協力隊を集める部分でございます。商工労働観光部が中心となりまして、各市町村から地域おこし協力隊の募集情報を収集・集約を行いまして、岩手県就業者支援マッチングサイトのシゴトバクラシバいわてや県の移住・定住ポータルサイト、イーハト一部に入ろうのツイッターなどで発信しているほか、移住相談窓口や移住イベント等でも発信しております。

14ページをごらん願います。地域振興室では、市町村における協力隊の受け入れ拡大に向けて市町村情報交換会を開催しております。協力隊を受け入れる市町村の担当者を対象に、国の財政措置を初めとした支援制度を紹介するとともに、各市町村で抱える課題、隊員の募集や活動支援の好事例の情報交換などを行うもので、ことしは5月に広域振興圏ごとに開催いたしました。コロナ禍での隊員の募集や隊員のフォローアップ方法など、さまざまな課題について情報交換を行ったところでございます。

続きまして、15ページをごらん願います。まず、隊員の方々に御協力をいただきまして、各自の活動内容を県公式フェイスブック、いわてのわに投稿し、本県における協力隊の活動や受け入れ状況を広く発信しております。いわてのわは、関係人口の創出拡大に向け、いつでも岩手県とつながることができる環境を整備しようという考えのもと、県公式フェイスブックとして令和2年11月に開設しております。この資料の右側は、大船渡市地域おこし協力隊の岡田真由美さんの活動内容を紹介した投稿でございます。岡田さんは御夫婦で大船渡市に移住し、独立養殖漁家を目指して活動している方でございます。このような形で週に数名の隊員の活動を紹介し、岩手県での地域おこし協力隊の活動への関心を高める取り組みを行っております。

16ページをごらん願います。活動の促進につきましては、隊員の活動の充実を促進するとともに、任期終了後に地域で起業していただくことで定住の促進を図ることを目的といたしまして、起業セミナーを開催しております。全国の協力隊の起業事例、体験紹介、起業のポイントや退任後のライフプランについて学んでいただきまして、ミッションに基づく活動の充実を図るとともに、活動中のミッションに沿った定着を促進しております。

17ページをごらん願います。県内の地域おこし協力隊員や地域づくり活動に取り組んでいる方が一堂に会し、それぞれの活動事例を発表することでお互いの活動について理解を

深めるとともに、各種の活動のマッチングを促進することを目的としまして、地域づくり人材活動事例発表会を開催しております。昨年度はオンラインでの開催となりましたが、約 120 名の方に御参加いただき、活動への理解を深めていただいたところでございます。

18 ページをごらん願います。隊員の定着を図る取り組みといたしまして、当室においては先ほど御説明いたしました起業セミナーを開催しております。また、県の商工労働観光部が市町村やジョブカフェと連携して移住コーディネーターや定住支援員といった移住定住を支援する職種への支援や管内企業等への就職支援を行っております。

19 ページをごらん願います。前年度、新たにOB・OGを核とした協力隊のネットワーク化の強化に取り組んでおります。ネットワークは現役隊員及びOB・OGのつながりを創出し、現役隊員がOB・OGに相談できる場づくり、OB・OGから現役隊員への知見等の継承という機能を持たせる方向としておりまして、これによりOB・OGが現役隊員の気軽な相談相手になったり、現役隊員が市町村を越えて協力し合うことによる地域おこし協力隊の活動の支援や定着を促進することを狙いとしております。ネットワークづくりに向けて、ネットワークの構成員となる現役隊員やOB・OGの方々に参加いただくワークショップや検討会議を開催しております。関係する方々の御意見をいただきながら、年度内の立ち上げを目指して進めております。

今後とも地域おこし協力隊の活動の支援と、退任後の定着への促進に向けまして、市町村や広域振興局と連携して取り組んでまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

○岩淵誠委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑、意見等はありませんか。

○飯澤匡委員 地域おこし協力隊の取り組みについては、社会に認知されてきています。本県にもかなりの方がいらしている状況は、地域にとっても大変ありがたいことだと思っております。

最後のほうに説明がありましたように、今後、県外から来た方々が活動の幅を広げて、地域の方々と一体となって地域資源の掘り起こしを行うといったことに、大いに期待したいと思います。実際、私の身近でも、いろいろな方々が活躍されており、非常に頼もしく思っています。

一つ苦言を呈しますが、特に長野県では地域おこし協力隊の取り組みをもっと強力で押し進めているのです。そのような比較資料がないと、本県での取り組みがどの程度の位置にあるかということがわからないのです。

他県との比較の中で本県はどの程度の位置にあるのか、そのような優位性があるのかといった分析なしには前に進んでいけないと思うのです。その点についてはどのような考えでしょうか。具体的なデータがあれば示していただきたいと思います。

○熊谷特命参事兼地域振興課長 他県の地域おこし協力隊の取り組み等についての御質問でございます。

資料の 5 ページで、令和 2 年度の本県の隊員数を 187 名とお示ししております。全国の都道府県の状況を見ますと、1 位は北海道で 699 名です。2 位は、先ほど飯澤匡委員から

御指摘がありました長野県で416名、3位は高知県で220名、4位は新潟県で213名、5位は福島県で211名、本県は第8位という状況になっております。

飯澤匡委員の御指摘のとおり、隊員には地域の中で頑張ってくださいとあります。県としましても、隊員がさらに活躍いただけるように、市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

隊員の定住率につきましては資料の10ページでお示ししておりますが、本県は70.9%となっており、全国平均の63.0%を上回っております。他県では、山口県が79.7%、静岡県が73.8%という状況になっております。定住率の向上に関しても、引き続き強力に進めていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 上位の県と本県との差の要因は何なのかを聞きたいのです。

○熊谷特命参事兼地域振興課長 隊員数の増加に関しましては、引き続き市町村において制度の活用を推進していただき応募者数をふやしていくこと、そして、隊員となった方々の活動の充実につなげていくという好循環を発生させることが必要だと思っております。市町村との情報交換会等を通じて、それぞれの市町村の課題や優良事例などの取り組みの共有を図るなどして、隊員の募集の促進につなげているところでございます。

○飯澤匡委員 しっかり質問に答えてください。長野県と比較すると、本県の隊員数は半分以下です。長野県のほうが東京都に近く、市町村の数も多いという理由もあるでしょう。比較分析をしないと、今後の方針も決められません。この程度の分析でいいのかどうか、県の認識を聞きたいと思います。

○熊谷特命参事兼地域振興課長 分析はまだ十分でなく、これからさらに進めていきたいと考えております。まずは市町村やOB・OGの方々の活動のサポートを進めていきたいと考えております。

隊員の人数につきましては、いわて県民計画（2019～2028）において2022年に230名という目標を設定しているところでございまして、市町村と連携して取り組みを進めていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 やはり分析が重要です。その中で、本県に足りないものが見えてくるのです。高知県の隊員数が220名という説明がありましたが、東京都からの距離を考えると、かなり特異なことをやっているのではないかと感じました。地域にとどまる方というのは、周りから見ても非常に頼もしいのです。隊員の中には、地域の方と結婚なさって農家の一員となり、地域行事等にも本当に一生懸命取り組んでいる方もいらっしゃいます。人口はどんどん減少していくわけですから、農村生活や起業に興味がある方々は、どんどん本県に取り込んでいくべきです。

どのような分野の人材が必要なのかということ、市町村としっかり詰める必要があると思うのです。ただ単に市町村と連携するということではなくて、それぞれの市町村で何をもっと伸ばしたいかということをしっかり考えていかないと、成果は出ません。

市町村は一生懸命独自で取り組んでいる部分があるので、県の役目はコーディネーターと

ということになると思います。緑のふるさと協力隊も相当な人数が来ているわけですから、全体的な数字を押さえて、その中でどうやっていくのかという方針も必要だと思います。ふるさと振興部、広域振興局、市町村が協力して、部局や緑のふるさと協力隊の枠も越えて、縦割りではない地域振興をしっかりと考えていただきたいと思います。

○**工藤大輔委員** 資料に市町村ごとの隊員の人数がありますが、市町村の募集人数と充足率の傾向についてお知らせいただきたい。また、隊員の活動期間の傾向についてお知らせください。

もう1点ですが、任期が終わった後、県内に残っていただいている方々の人数が示されました。この中で、実際に活動していた市町村に残っている方々がどの程度いらっしゃるかについてもお知らせください。

○**熊谷特命参事兼地域振興課長** 正確な数字は手元にありません。また、公表されていないデータもありますが、昨年度の募集人数に対する充足率は約7割と聞いております。

隊員の活動期間につきましては、明確なデータが出ていないところでございます。令和2年度に任期終了前に退任なさった方が19名と承知しておりますが、活動期間はさまざまな状況になっているようでございます。退任の理由ですが、起業・就業、体調不良、自治体が求める部分と自分がやろうとしたこととのミスマッチなど、さまざまな状況でございました。

実際に活動していた市町村に残っている隊員の割合についての御質問でありますが、正確なデータは持ち合わせておりません。市町村との意見交換会等を通じて、多くの方々が隊員として活動していた市町村でそのまま生活していると感じるところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。

市町村に隊員やOB・OGの活動実績等が伝わって理解が深まれば、さらに募集をふやしたいということにつながると思います。

成功事例や全国での先進事例等は、隊員同士だけではなく、市町村にもしっかりと伝えて、市町村の支援につなげるべきだと思います。県においても支援を事業化するなどの取り組みをしていかなければ、隊員数の増加や地域との関係性の深まりによる相乗効果の発生につながっていかないと思いますので、特に意を用いて取り組んでいただきたいと思います。

○**岩淵誠委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 先ほど飯澤匡委員からの質疑の中でありました数字に関する答弁並びに工藤大輔委員から要求のありました資料等につきましては、提供できる資料があれば委員会に提出するようお願いしたいと思います。

ほかになければ、これをもって地域おこし協力隊の取り組みについて調査を終了します。

この際、執行部から新型コロナウイルス感染拡大防止協力金及び令和3年度一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○戸館復興防災部長 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について説明させていただきたいと思います。

お手元に配付している資料、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金についてをごらん願います。県では、7月9日にデルタ株を含むL452R変異株を検出したことから、岩手警戒宣言を発しまして感染対策の再徹底を呼びかけました。お盆休み前の8月3日には、全国の新規患者数が過去最大を連日更新しておりましたことから、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などの原則中止、延期を呼びかけてきたところであります。

8月12日には、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が16.5人となり、15人を初めて超えたことから、岩手緊急事態宣言を発し、不要不急の外出の自粛をお願いしたところであります。

8月19日には、直近1週間の10万人当たりの新規感染者数が25.2人となり、25人を超えたことを受けまして、これ以上の医療の逼迫を避けるため、強い措置によって新規感染者数を減少に転換させる必要があると考え、まん延防止等重点措置の国への要請準備に入り、8月23日に要請をいたしました。

しかしながら、8月25日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られましたことから、8月26日にまん延防止等重点措置における取り組みの柱として想定をいたしておりました盛岡市全域を対象とした営業時間、飲食店の営業時間短縮要請を県独自に行うことを決定したところであります。

これは、県内の感染状況を見たときに、県外からの来県者由来の感染やクラスターの発生が多く確認されており、県内の新規感染者の発生数の半数以上を占める盛岡医療圏の中において7割を占めていたことから、首都圏等との往来が多く、本県の玄関口でもある盛岡市における人流と飲食由来の感染を抑制し、感染を重点的に終息させることが県全体の感染終息に有効であると考え、実施を決定したところであります。なお、このような営業の自由を制限するような要請でありますので、必要最小限とすべきであることから、感染状況を踏まえて盛岡市のみを対象としたところであります。

2ページの箱囲みの部分をごらんいただきたいと思います。営業時間の短縮でありますけれども、営業時間は午前5時から午後8時までと予定しております。期間は8月30日から9月12日までとし、この期間内に岩手緊急事態宣言が解除された場合には解除の日までとしているところであります。対象事業者は、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた店舗とし、宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等は対象外としています。あわせて、実効性を高めるため、営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店等に協力金を支給することとしたところであります。また、飲食店に対してはカラオケ設備の利用を行わないこと、カラオケボックスに対しては酒類の提供を行わないことについても要請したところでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支

給事業についてであります。先ほど説明いたしました営業時間短縮に協力いただいた飲食店に対し協力金を支給するものであります。協力金の支給額について、2(4)に記載しておりますが、売上高方式と売上高減少額方式の2つの計算方式のいずれかによりまして、1日当たりの支給額を計算することとしております。

売上高方式は、前年又は前々年の1日当たりの売上高の3割を1日当たりの支給額とする方式であり、下限を2万5,000円、上限を7万5,000円とするものであります。売上高減少額方式は、主に大企業等を対象とした計算方式ですが、前年または前々年の売上高と営業時間短縮等により減少した売上高とを比較して売上高減少額を計算し、1日当たりの売上高減少額の4割を1日当たりの支給額とする方式でありまして、上限を20万円又は1日当たりの売上高の3割のいずれか低い額とするものであります。

予算額は9億円となっております。説明は以上でございます。

○**白水総務部長** 続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給に伴う令和3年度一般会計補正予算(第5号)に係る専決処分について御説明を申し上げます。お手元の資料、令和3年度一般会計8月補正予算(第5号)概要をごらんください。

これは、去る8月26日に委員の皆様にお知らせをしたところでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に応じた盛岡市内の飲食店に対する協力金の支給に必要な経費について、感染状況を考慮し、特に緊急を要する予算措置が必要となったことから、一般会計で総額9億円の増額補正の専決処分を行ったものであります。この補正予算の財源は、全額が新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金となっております。

なお、今回の専決処分につきましては、9月3日に開会します9月県議会臨時会において承認に関する議案を提案することとしております。以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**飯澤匡委員** 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給事業には新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用するということですが、交付金の残額を教えてください。

また、岩手緊急事態宣言が発令された際に、感染拡大防止に効果的ではないとして飲食店への時短営業の要請はしなかったわけですが、本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られた後に方針変更をした理由を御説明願います。

○**山田財政課総括課長** 御質問いただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の残額でございますけれども、55億円余の残額となっております。

○**吉田総括危機管理監** 8月12日に県内の人口10万人当たりの新規感染者数が初めて15人を超えて16.5人となり、岩手緊急事態宣言を発したところであります。岩手緊急事態宣言では人と人との接触をなるべく減らすことをお願いする目的で、不要不急の外出の自粛を要請したところであります。

今般、新たに岩手緊急事態宣言を改定し、盛岡市内の飲食店に時短営業を要請したところでございます。感染拡大を徹底的に抑えるために、これまでの不要不急の外出の自粛要請に加えて、さらに一層の感染拡大対策を徹底するために、盛岡市の飲食店に対する時短営業の要請をお願いしたところでございます。

○飯澤匡委員 本県独自の緊急事態宣言は、お盆前の8月12日に発令したわけです。今回の飲食店に対する時短要請は8月27日からということですが、これは時宜を得たやり方ではないと思うのです。

繰り返しますが、岩手緊急事態宣言を発令した際に、飲食店に対する時短営業の要請は効果的ではないとしました。人的交流が増加するお盆の期間中にこそ、しっかりとした対策をとるべきではなかったかと思えます。飲食店に対する時短営業の要請については、随分と後手後手に回っているという印象なのですが、政策意思決定過程はどのようになっていますか。

○吉田総括危機管理監 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たりましては、新規感染者数を毎日知事に報告した上で、対策について検討しているところでございます。今回の感染拡大防止策につきましても、感染が拡大する前からシミュレーションを重ねながら検討を進めてきたものです。他県の例を見ていると、人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えると感染が急速に拡大しております。医療提供体制が逼迫する前に、県民の皆様には強い抑制をお願いするという考えであります。

7月9日に岩手警戒宣言を発しておりましたが、その中で、人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた場合には強い措置を取る必要があることをあらかじめお知らせしたところでございます。

○飯澤匡委員 県は、いわて飲食店安心認証制度を推進してきており、積極的に認証を受けている事業者が多いようです。10万円の地域企業経営支援金が給付されるわけですが、店舗の規模によっては、それ以上の設備投資を行っているところもあります。そうした状況の中での時短営業の要請となると、政策の一貫性がないのではという声も聞こえてきています。その点についての認識を聞きたいと思えます。

○吉田総括危機管理監 いわて飲食店安心認証店も含めて時短営業の要請の対象としたことについてでございます。新規感染者数を徹底的に減らすことが重要であると考えておりますので、いわて飲食店安心認証店も含めて取り組んでいただきたいというところでございます。

新規感染者数を抑えて人口10万人当たりの新規感染者数を10人未満にすることで、岩手緊急事態宣言が解除されることとなります。一日でも早く岩手緊急事態宣言を解除し、Go To イートの再開を含めた需要喚起に取り組んでいく考えでございます。

○飯澤匡委員 それでは、次の質問です。

知事は記者会見の中で、時短営業を要請するエリアの拡大については県議会と相談した上で進めていきたいと言っています。これどういうことなのでしょう。私は相談を受け

ておりませんが、こういった意図の発言なのか、教えてください。

○吉田総括危機管理監 時短営業を要請するエリアにつきましては岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部で決定しているところでございます。これに伴って、予算措置が必要な取り組みが出てくる場合もありますので、議会にもお諮りしながら判断していくということだと考えております。

○飯澤匡委員 お諮りしながらというのはどういうことなのですか。県議会は二元代表制の一翼を担っているのです、議案を審議します。あえて知事がそのようなコメントをしたことには、どのような真意があるのでしょうか。

○吉田総括危機管理監 予算措置が必要な場合もありますので、議会にお諮りした上で議員の意見も伺いながら判断していくということだと思います。

○飯澤匡委員 議会からの意見に対する対応について、あらかじめ想定されていると思うのですが、これからのスケジュールはどのようになっていますか。

○吉田総括危機管理監 新型コロナウイルス感染症対策においては、とにかく迅速に対応しなければならない部分がありますので、予備費等で対応できる範囲については、その中で予算執行することになるかと思います。議会を開催するいとまがない場合については専決処分もあり得ると思いますが、専決処分とした場合であっても議会に報告することになりますので、その場で御意見をいただくということとを考えております。

○飯澤匡委員 ですから、何ら今までの通常の諮り方と変わっていないわけです。なぜ、あえて県議会と相談しながらという言葉が知事から出てきたのか。うがった捉え方をすると、特定の議員からは話を聞くと伝わってくるのだけれども、執行部の中ではどのような整理をしていますか。今までどおりのやり方と変わらないということなのですか。知事に直接聞かなければならないけれども、執行部はどのような解釈をしているのでしょうか。もう一度、お伺いします。

○吉田総括危機管理監 新型コロナウイルス感染症対策だから特別なやり方をすることではないと思っております。これまでどおり、議会を開くいとまがない場合には専決処分を行い、それから議会で御審議いただくと考えております。

○飯澤匡委員 政策決定の経過が県民にうまく伝わっているかどうかは肝要です。時短営業の要請が盛岡市に限定されたことについて、SNS上では岩手県ではなくて盛岡県なのかという声も出ていました。問題は、対象外とされた地域の方々に対する県としての説明がどれだけなされたかということなのです。その後の記者会見で、知事は対象地域を盛岡市に限定した理由として、社会経済活動の中心地だというお話がされていました。私は新幹線で登堂することもあります、ほとんどの乗客は北上駅で降ります。

それから、青森県、宮城県の爆発的な感染拡大状況を見ますと、県境の状況はどうなっているか、県民としては非常に関心があるわけです。私は会社を経営しており、宮城県の顧客もおりますが、今は接触をお断りすることで自衛策をとっています。県は、県境地域に対する配慮が全くなく、県の中心地域のみを対象とした対策を行っており、県全体の対

策について、知事の記者会見では一言も触れられていない。主たる政策の柱がよくわかりません。

復興防災部が新設されたわけですから、県全体の感染拡大の抑制のために今後もタイムリーにさまざまな手だてを打っていくと思うのですが、現状をどのように判断しており、どのようなことをやっていくのでしょうか。方針を示してください。

○戸館復興防災部長 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、危機管理の大きな課題だと思っています。病床や宿泊療養施設の確保という点では、感染拡大状況がピークとなる前に方針を立てて、しっかり確保してまいりました。

外出自粛のお願いや時短営業の要請という点につきましては、必要十分でなければなりません。県民に行動や事業の規制をお願いするということでもありますので、最小限のところを狙ってやっていかなければならないと考えています。

今回の飲食店に対する時短営業の要請は非常に大きな規制をお願いすることになりますので、人流が多く、飲食店のクラスターも一番数多く発生している盛岡市に限定したという経緯であります。

例えば、県境の県北地域ですと、八戸市との近接性から感染のリスクが高まっている状況にありますので、住民の行動抑制も含めた対策を行っていくということでもあります。時短営業の要請エリアの拡大につきましては、先ほど申し上げましたとおり、その必要性をしっかりと見極めながら検討することになります。9月3日にも総務委員会がありますので、委員の皆様のご意見を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 県南部の県境地域については言及がなかったのだけれども、何も考えていないということですか。県境についても注意喚起が必要だと言わなければ危機管理にならないではないと思うのですが、いかがですか。

○戸館復興防災部長 例として県北地域の話を出しましたが、言葉足らずだったと思います。県境全般のことをしっかりと念頭に置きながら、対策を取ってまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を出すということは、税金を投入するわけですので、公平性というものを念頭に置かなければなりません。今回の時短営業の要請は盛岡市が対象だと言いつつも、現に県内各地で新規感染者が発生しています。私の地元からも、今回の措置については説明が足りないという声が出ています。9月3日の総務委員会で再度お聞きしますが、何かコメントあれば。

○戸館復興防災部長 繰り返しになりますが、強い規制を伴うお願いでありますので、まずは盛岡市に限定してスタートしております。盛岡市における時短営業の要請に加え、全県における外出自粛のお願いをしておりますので、岩手緊急事態宣言全体の効果をしかりと見極め、感染拡大の状況を注視しながら、次の方策を検討してまいりたいと思います。

○工藤大輔委員 岩手緊急事態宣言にプラスして、飲食店に対する時短営業の要請をしたわけですが、盛岡市の飲食店に時短営業の要請をしたということは、盛岡市での感染拡大の主な原因は飲食店での飲食であるという認識でよろしいでしょうか。

盛岡市の飲食店に時短営業の要請を行った根拠は何なのか、明確に詳しくお知らせください。

○吉田総括危機管理監 これまでの感染状況を見ますと、飲食店でのクラスターも多数発生しております。飲食の場ではマスクを外して会話をすることもありまして、リスクの高い場であると考えております。

一方で、いわて飲食店安心認証店を初めとして、飲食店での感染防止対策もかなり徹底されてきております。お盆の時期には県外からの帰省等があったところではありますが、お盆が明けてビジネスが動き始めてきた中で、県外から来た方が飲食の場で感染を広げるといふリスクも高まってきております。さまざまな事情を総合的に勘案しまして、盛岡市の飲食店に対する時短営業の要請を考えたところでございます。

○工藤大輔委員 飲食店関連での盛岡市のクラスターの状況を見ますと、5月は4件で32名、6月は6件で52名、7月は1件で5名、8月は2件で36名となっており、件数からすれば大きい原因と見受けられるところもあります。盛岡市保健所が調査した結果、感染拡大の原因は盛岡市の飲食店にあったと突きとめた上で時短営業の要請をかけたのかどうか、改めてお伺いします。

○吉田総括危機管理監 戸館復興防災部長の説明にもありましてとおり、県内の新規感染者数の半数以上が盛岡圏域で発生しております。感染拡大の場といたしましては、飲食店、スポーツクラブ、学校、事業所、家庭と、さまざまなものがあります。感染力の強いデルタ株が7月上旬に確認されましたので、リスクを抑えられるところについては徹底して抑えていくという考えのもとに判断したところでございます。

○工藤大輔委員 感染拡大の場が飲食店以外にも多々ある中で、飲食店が発生源だということであれば、今回の判断につながると思います。9億円という巨額の予算を投入するわけですから、その他の場も深掘りした上で意思決定をしていかなければならないと思います。結果的に、飲食店は感染拡大の主要な原因ではなかったとされる可能性もありますが、いかがですか。

○吉田総括危機管理監 先日、盛岡市保健所が公表したデータによりますと、飲食の場における感染例が3分の1程度と大きな割合を占めているということです。飲食に伴って地域、家庭、事業所での感染が拡大しているところでもあります。まずは飲食の場での感染を徹底して抑えたいという考えでございます。

○工藤大輔委員 時短営業の要請は飲食店に与える影響が大きいわけですから、本来であれば、原因を明確にした上で行わなければならないと思います。県民に対して、盛岡市全域の飲食店に出入りしないようお願いしていることで、他の地域に住む方々にも飲食店に出入りするのはよくないというマインドが働くと思うのです。9月3日の総務委員会でもお伺いするかもしれませんが、盛岡市の飲食店に時短営業の要請を行った理由をもう少しわかりやすく説明しなければ、県民の理解は得られないと思います。

以前の執行部からの説明では、全県の飲食店に時短営業の要請を行った場合の影響額が

どのぐらいかということが示されましたが、盛岡市の飲食店をターゲットとして検討していたのに、全県の影響額しか示さなかったわけです。

本県に対するまん延防止等重点措置の適用が見送られた翌日に県独自の対策が示されたということは、県独自の対策は前もって準備されていたと思うのです。それならば、議会に対して、盛岡市の飲食店をターゲットとすればどうなるかといった、もう少し具体的に現実的な説明をすべきだったのではなかったかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○吉田総括危機管理監 8月23日に国に対してまん延防止等重点措置の要請をお願いしたところでありましたので、24日の段階では、重点対策区域につきましては調整中でしたので、全県のシミュレーションでお答えさせていただきました。

それから、盛岡市の飲食店に時短営業の要請をした理由でありますけれども、県外由来の感染やクラスターの発生が多く確認されておりましたので、本県の玄関口であり、首都圏との往来が多い盛岡市の人流を抑制し、飲食業での感染拡大を防止することが必要だと考えたものでございます。

○工藤大輔委員 今回の説明は通りません。実際に時短営業の要請の対象区域は盛岡市だったのではないですか。全県の飲食店に時短営業の要請を行った場合の影響や予算規模の説明があった上で、明確な理由を示して盛岡市の飲食店をターゲットにしますということならば理解できますが、今の答弁では理解できません。議会に対して、しっかりと説明をしてくれたのか、しっかりと議論ができていたのかと思ってしまう。

本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られたという報道を聞いたときに、臨時会で対策を議論するのだろうと思っていたら、いきなり県独自の追加対策が出てきましたので、よほど前もって準備していたのだなと感じました。先ほどの答弁ですと、そうでないということなのかもしれませんが、やはり県民にとってわかりにくいものとなっています。これは指摘をさせていただきたいと思います。

本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られても、国との協議が調えば、追加の予算配分があると思います。既に協議を行っているのであれば協議状況をお知らせください。また、国から何らかの方向性が示されているのであれば、あわせてお知らせください。

○吉田総括危機管理監 各県独自の時短営業の要請につきましては、国との協議が整えば予算が追加配分されるというところでございます。現在、国との調整中でありまして、結論をいただいていない状況でございます。

○工藤大輔委員 知事の記者会見等を見た限り、人口10万人当たりの新規感染者数が10人を下回らなければ飲食店に対する時短営業の要請の解除はしないと認識しました。実際には時短営業の要請の解除の基準をどのように設けているのか、理由とあわせて示してください。

○吉田総括危機管理監 人口10万人当たりの新規感染者数が10人を下回ってきますと、現状の医療体制の中で対応が可能となります。また、保健所における積極的疫学調査の対応

も十分可能でございまして、基準としているところでございます。

時短営業の要請につきましては、9月12日までの2週間としたところでございますので、その効果も見極めながら検討したいと考えております。期限前に岩手緊急事態宣言が解除される状況になれば、時短営業の要請もそこまでということになります。

○**工藤大輔委員** つまり、人口10万人当たりの新規感染者数が10人未満にならなければ、時短営業の要請の解除はしないという認識でいいのでしょうか。例えば、盛岡市の感染状況、医療体制の逼迫状況といった基準もあるかと思うのです。事業者の経営にもかかわる話ですから、時短営業の要請の延長や解除についての一定の基準を示し、県民全体で危機感を共有して、どのように協力し合いながら乗り切るか考えることが必要だと思うのです。直前になってから時短営業の要請の延長や解除を決定するのではなく、事前に何らかの目安を示しておくべきではないかと思えます。改めて解除の基準についてお伺いします。

○**吉田総括危機管理監** 今回の時短営業の要請については、全国の緊急事態宣言の期間と同じく9月12日までとしております。この間に徹底して感染拡大防止対策を行い、新規感染者数を減らすことが必要だと考えております。まずは9月12日までに人口10万人当たりの新規感染者数が10人未満となるように取り組みを徹底していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 全く答えになっていません。時短営業の要請の期間が延長した場合、予算額は9億円ずつ積み重なっていくわけです。県の財政の問題もありますし、総合的に考えるべき案件だったと思えます。

先ほど話したように、県民全体で協力し合いながら感染拡大を抑えるという取り組みを示すために、もう少し県民にわかりやすい説明をすべきではないでしょうか。今のままで、どの段階になったらどうするという基準がないので、わかりにくいのです。これからの具体的な対策をどのように考えているのかということにも少し疑問がありますので、もう少し詳しく答えられないでしょうか。

○**戸舘復興防災部長** 吉田総括危機管理監から説明申し上げているとおりでありますけれども、数値的な目標として掲げておりますのは、人口10万人当たりの新規感染者数を10人未満とするということでありまして。本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られた後に増加傾向となっており、現在は今20人台でありますので、予断を許さない状況だと思っています。この期間の中で人口10万人当たりの新規感染者数を10人未満としたいということでありまして。

仮に時短営業の要請の期間の延長ということになりますと、事業者の方々に与える影響が非常に大きいと思えますので、取り組みの効果を見極めながら、9月12日を待たずに判断をしていきたいと思えます。

○**岩渕誠委員長** 工藤大輔委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○**工藤大輔委員** もう少し具体的に基準を示してもらいたいという思いがありますので、よく検討していただきたいと思えます。

○岩崎友一委員 執行部の答弁が窮屈で、ずっと納得できないと感じています。もし答えられるのであればお聞きしたいのですが、今回の時短営業の要請の発案者は誰でしょうか。

○吉田総括危機管理監 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策につきましては、全国でもさまざまな取り組みがなされているところでありまして、そうした取り組みも参考にしながら検討しているところでございます。飲食店に対する時短営業の要請について、特に誰が発案したというものではございません。

○岩崎友一委員 新型コロナウイルス感染症対策本部で誰かが提案して、誰かが決めるということだと思います。もしくは、トップダウンで知事が実施しようということもあると思います。特に誰が発案したというものでもないということになりますと、これは県のガバナンスが崩壊しているわけでありまして。これは大きな問題だと思いますので、9月3日の総務委員会でしっかり議論します。

岩渕誠委員長にお願いがあります。盛岡市で新規感染者数が高止まりしている原因は飲食店にあるから、時短営業の要請をすれば新規感染者数は減るという見込みで飲食店をターゲットにしていると思うのですけれども、きょうの説明を聞く限り根拠に乏しく、本当に飲食店が原因なのかという疑問があります。飲食店をターゲットにして時短営業を要請するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策本部等でさまざまなデータが示されていると思います。データや資料が少ないため、9月3日の総務委員会の審査の前に根拠となるようなデータを追加で示してもらわないと、審査が非常に難しいと思います。委員長から執行部に対して資料の提出を要請してほしいと思いますので、お取り計らいをよろしくお願いします。

○岩渕誠委員長 それでは、委員長といたしましては、しかるべき対応をしてみたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様は少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。9月7日に計画されている県内・東北ブロック調査につきましては、本年4月13日の当委員会において調査実施の有無も含め当職に御一任いただいたところでありまして、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、実施しないこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。